

観音寺市長 宛て

申請者 住所
氏名

※本人による署名に代えて、記名押印することもできます。

観音寺市成年後見人等に対する報酬に係る費用助成申請書

観音寺市成年後見制度利用支援事業実施要綱第10条第2項の規定に基づき、次のとおり申請します。

本人 (被後見人等)	住所 (入所施設名)	()	
	氏名		
	生年月日		
成年後見人等	住所		
	氏名		
	電話番号		
	職業又は本人との関係	☐ 弁護士 ☐ 司法書士 ☐ 社会福祉士 ☐ その他 ()	
申請の理由			
	生活保護受給の有無	☐ 有 ☐ 無	
後見等の類型	☐ 後見 ☐ 保佐 ☐ 補助 ☐ その他 ()	後見等の 開始日	年 月 日
助成申請額	円 (報酬付与の審判により決定した額)		
助成対象期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		

(添付書類)

- 1 成年後見人等に対する報酬付与の審判の決定通知書の写し
- 2 家庭裁判所に提出した財産目録の写し
- 3 その他必要な書類

第 年 月 日 号

様

観音寺市長



観音寺市成年後見人等に対する報酬に係る費用助成決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました観音寺市成年後見人等に対する報酬に係る費用の助成について、観音寺市成年後見制度利用支援事業実施要綱第11条の規定に基づき、次のとおり決定したので通知します。

決 定 内 容	☐ 助成を決定します。		☐ 申請を却下します。	
被 後 見 人 等	住 所			
	氏 名			
	生年月日	年 月 日 （ 歳）		
成 年 後 見 人 等	住 所			
	氏 名			
後 見 等 の 類 型	☐ 後見 ☐ 保佐 ☐ 補助 ☐ その他（ ）			
助 成 決 定 額	円（月額 円）			
助 成 対 象 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
却 下 理 由				

（教示）

- この決定に不服のある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、観音寺市長に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、観音寺市を被告として（訴訟において観音寺市を代表する者は、観音寺市長となります。）提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、前記1の審査請求をした場合には、この決定の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

年 月 日

観音寺市長 宛て

被後見人等 住所
 （入所施設名）
 氏名 ㊟

成年後見人等
 住所
 氏名 ㊟
 電話番号

観音寺市成年後見人等に対する報酬に係る費用助成請求書

年 月 日付けで決定のあった成年後見人等に対する報酬に係る費用の助成について、観音寺市成年後見制度利用支援事業実施要綱第12条の規定に基づき、次のとおり請求します。

請 求 金 額		円							
振 込 先	金融機関名	銀行・信金 信組・農協 労金			本店 支店 出張所				
	口座種別	普通・当座	口座番号						
	フリガナ								
	口座名義人								

※振込先には、様式第1号による申請者又は様式第3号による被後見人等若しくは成年後見人等の方の名義の口座を記入してください。

観音寺市長 宛て

被後見人等 住所
 （入所施設名）
 氏名

※本人による署名に代えて、記名押印することもできます。

成年後見人等
 住所
 氏名
 電話番号

※本人による署名に代えて、記名押印することもできます。

観音寺市成年後見人等に対する報酬に係る費用助成変更届出書

成年後見人等に対する報酬に係る費用の助成について、申請の内容に変更が生じたので、観音寺市成年後見制度利用支援事業実施要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

変 更 項 目	1 被後見人等の氏名 2 被後見人等の住所 3 その他被後見人等に関する事項 4 成年後見人等の氏名 5 成年後見人等の住所 6 成年後見人等に対する報酬の額 7 その他成年後見人等に関する事項	
変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
異 動 年 月 日	年 月 日	

※変更の内容が確認できる書類を添付してください。